

カタクチイワシ瀬戸内海系群の
資源管理について③
【参考資料編】

令和8年1月27日(火)

令和8管理年度TAC設定に関する意見交換会
水産庁

目次

【参考1】原魚換算係数関係	1
【参考2】活き餌用漁獲量の把握関係	2
【参考3】カタクチイワシ漁業の実態調査の概要について	4
【参考4】TAC報告（月報）の概要について	5
【参考5】配分・融通関係	7
【参考6】府県別漁獲量及び漁獲シェアの推移	9
【参考7】国の留保からの追加配分ルール（通称：75%ルール）の概要	10
【参考8】シラス漁業の実態調査の概要について	14
【参考9】シラスの漁獲量の正確な把握について	16
【参考10】カタクチイワシ（卵稚仔・シラスを含む）の生態について	17

【参考 1】原魚換算係数関係

- 原魚換算係数についての各府県への調査結果を取りまとめると、以下のとおり。

	換算係数 (案)	備考		換算係数 (案)	備考
大阪	無し	－(加工実態が無いため)	徳島	無し	－(加工実態が無いため)
兵庫	無し	－(加工実態が無いため)	香川	× 4 【R7.6調査】 カエリ×4.9 小羽×4.2 中羽×4.2 大羽×4.2 ＜平均×4.3＞	令和7(2025)年6、7月に複数日にかけて異なる銘柄で調査を実施。
和歌山	無し	－(加工実態が無いため)			
岡山	無し	－(加工実態が無いため)			
広島	【H5調査】 × 4.6	平成5(1993)年に実施した水産試験場の調査内容(広島県東部海域産)及び令和6(2024)年に実施した現地調査の内容を踏まえて採用			
山口	× 5 【R7.6調査】 × 3.4～5.1	・令和7(2025)年6月から9月にかけて、県内3箇所、計4回の調査を実施。(結果は左記のとおり)	愛媛	【H21より使用】 × 4 × 3.5 【R7.9調査】 × 4.2	・令和7(2025)年9月に調査を実施。
			福岡	無し	－(加工実態が無いため)
			大分	× 3.7	従前より水産試験場が使用

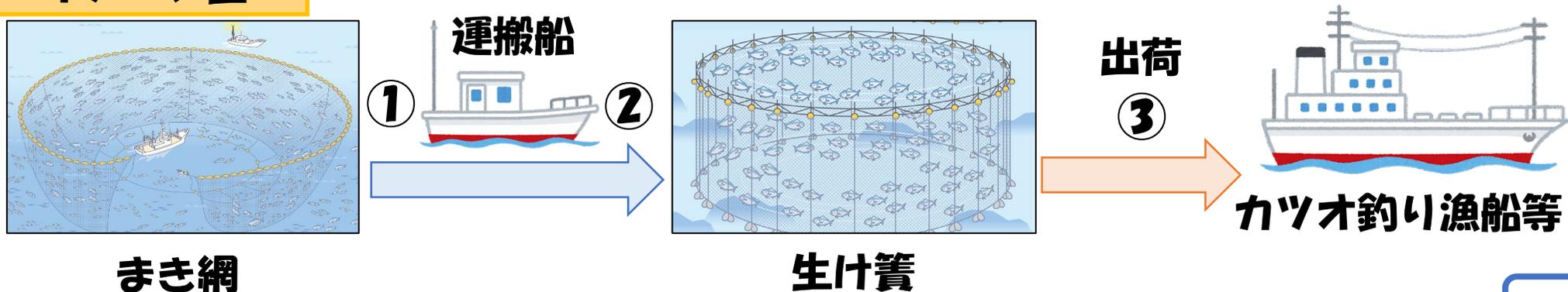
(※) 黒字は令和7年2月の第2回府県行政間意見交換会の内容。

赤字は、黒字以降の調査の状況。

【参考2】 生き餌用漁獲量の把握関係（その1）

- 兵庫県における現時点の検討状況は、以下のとおり。
 - (1) ①と②の間にある生け簀（運搬）船に搬入した際に、関係漁業者及び漁協の経験則から、一定の精度で漁獲量の把握が可能。
 - (2) また①において別途冷凍エサ用の漁獲も行っており、これについては作成する冷凍ブロックの個数により漁獲量の把握が可能。
よって、TAC報告は（1）と（2）を合わせた数量により行う。
 - (3) なお、③の出荷の際には、販売実績の記録が残るため、この③の出荷販売量を活用して上記のTAC報告する漁獲量の正確性を確認・改善することを検討する。

<イメージ図>



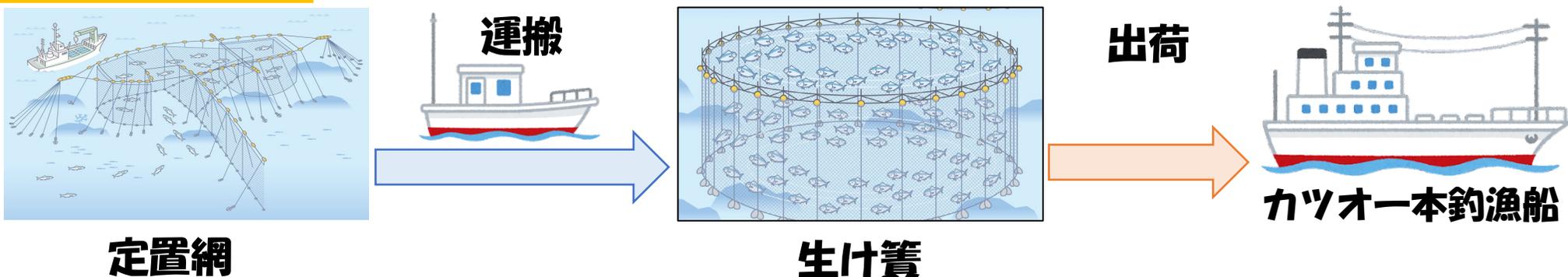
【参考2】 生き餌用漁獲量の把握関係（その2）

和歌山県では小型定置網漁業によるカタクチイワシの生き餌用漁獲の実態があり、漁獲から販売までの流れと漁獲量の把握方法は以下のとおり。

- ・ 漁獲後、定置網から生け簀に運搬し、一定期間馴致した後、カツオ一本釣漁船に出荷（販売）
- ・ 出荷時に、バケツ一杯当たりの重量（関係漁業者の経験則に基づき推定）及び販売数量により、一定の精度で漁獲量の把握が可能

※漁獲直後に、定置網から直接カツオ一本釣漁船に出荷することはほとんどない

<イメージ図>



【参考3】カタクチイワシ漁業の実態調査の概要について

令和5年7月、カタクチイワシ瀬戸内海系群のTAC管理に向けて、現状のカタクチイワシ漁業の実態（漁獲している漁業種類、許可期間、漁期（盛漁期）、操業海域、経営体数、隻数など）を調査・整理した。その取りまとめ結果は以下のとおり。

【関係者限り】

府県別カタクチイワシ漁業の実態調査の概要

府県名	漁業種類	許可期間	漁期 (盛漁期)	操業海域 (灘名など)	経営体 (漁業者)数	隻数	漁獲量の把握状況 (電子化・紙など)
大阪府	中型まき網漁業	周年	漁期:周年 (盛漁期:6月~10月)	大阪府地先海面	5	10	電子データによる報告
兵庫県	中型巻き網	周年	周年	播磨灘	4	10	電子化 未 (農林統計2021年) 県計瀬戸内海計 2,826トン うち、中・小型巻き網 2,826トン
広島県	瀬戸内海機船船びき網漁業 機船船びき網漁業 小型まき網漁業	・1月1日~12月 31日	3月 6月~12月	安芸地区 備後地区	78	123	紙(漁獲成績報告書)による報告
山口県	瀬戸内海機船船びき網漁業 いわし船びき網漁業	4/1-3/31	初夏~晩秋	広島湾 伊予灘 周防灘	16	32	紙
徳島県	機船船びき網漁業	周年	1月~12月	紀伊水道	44	88	紙(漁獲成績報告書)による報告 電子データによる報告
香川県	瀬戸内海機船船びき網漁業 動力付いわし地びき網漁業	5月1日~翌年1 月15日	6月~10月	燧灘 播磨灘	17	34	共販結果の報告 紙(漁獲成績報告書)による報告
愛媛県	瀬戸内海いわし機船船びき網漁業 いわし機船船びき網漁業	周年	5月~9月	燧灘 伊予灘	12	32	電子データによる報告 紙(漁獲成績報告書)を電子データに変換し報告
大分県	瀬戸内海機船船びき網漁業 機船船びき網漁業	周年	周年	別府湾	12	28	・漁業法第52条の規定に基づく資源管理状況等の報告(電子データ) ・漁協共販実績(電子データ)
合計					188	357	

【参考4】TAC報告（月報）の概要について（その1）

- カタクチイワシ瀬戸内海系群独自のTAC報告（月報）の様式を定めて、5月より水産庁・関係府県間において共有する運用を開始。
- TAC報告（月報）の12月分（11月分までのTAC報告）の概要については、次のとおり。

●TAC報告（府県別月別）の取りまとめ表【11月分まで】

県名	月別(単位:t)											R7(単位:t)
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
和歌山県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
大阪府	23	198	26	4	627	0	360	192	372	0	4	1,806
兵庫県	0	0	0	0	0	0	1,320	1,840	215	510	0	3,885
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	1,049	557	0	0	0	901	2,141	2,259	2,344	2,469	1,392	13,111
山口県	1	2	4	3	3	544	758	695	939	874	716	4,540
徳島県	0	0	0	387	0	0	0	0	0	0	0	387
香川県	0	0	0	0	0	127	1,631	2,566	1,645	4	0	5,972
愛媛県	106	2	40	43	31	143	1,192	736	134	1	13	2,441
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	12	14	5	51	0	7	222	260	197	148	58	977
累計	1,191	773	75	489	662	1,723	7,624	8,548	5,845	4,006	2,184	33,120

※ 小数点以下は四捨五入

【参考4】TAC報告（月報）の概要について（その2）

●TAC報告（府県別月別海域別）の取りまとめ表【10月分まで】

単位:t

	紀伊水道	大阪湾	播磨灘	備讃瀬戸	燧灘	安芸灘	伊予灘	周防灘	合計
関係11府県の合計 (令和7年10月まで)	388	1,878	3,896	0	7,209	14,885	2,098	658	31,012

単位:t

灘・湾	紀伊水道		大阪湾		播磨灘			備讃瀬戸		
	和歌山	徳島	大阪	兵庫	兵庫	岡山	徳島	香川	岡山	香川
小計	1	387	1,878	0	3,885	0	0	11	0	0
1月	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	198	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0
4月	0	387	4	0	0	0	0	0	0	0
5月	1	0	627	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	0	0	360	0	1,320	0	0	0	0	0
8月	0	0	267	0	1,840	0	0	5	0	0
9月	0	0	372	0	215	0	0	3	0	0
10月	0	0	0	0	510	0	0	3	0	0

単位:t

灘・湾	燧灘			安芸灘			伊予灘			周防灘		
	広島	香川	愛媛	広島	山口	愛媛	広島	愛媛	大分	山口	福岡	大分
小計	0	5,961	1,248	11,719	3,165	0	0	1,179	919	658	0	0
1月	0	0	0	1,049	0	0	0	106	12	1	0	0
2月	0	0	0	557	0	0	0	2	14	2	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	40	5	4	0	0
4月	0	0	0	0	0	0	0	43	51	3	0	0
5月	0	0	0	0	0	0	0	31	0	3	0	0
6月	0	127	130	901	544	0	0	13	7	0	0	0
7月	0	1,631	653	2,141	758	0	0	539	222	0	0	0
8月	0	2,561	454	2,259	695	0	0	282	260	0	0	0
9月	0	1,642	11	2,344	664	0	0	123	197	275	0	0
10月	0	0	0	2,469	505	0	0	1	148	369	0	0

※ 小数点以下は四捨五入

【参考5】 配分・融通関係(その1)

【配分方法】

- ①令和7管理年度においては、ステップ1管理として、資源管理基本方針に基づき「48,000トンの内数」として各府県に配分し、管理を行う際の参考数量として、48,000トンに農林統計の過去3年間の漁獲実績シェアの平均値を乗じた数量（留保枠の設定なし）を算出した。
- ②ステップ2への移行後は、資源管理基本方針に基づき「試行水準」として各府県に配分し、管理を行う目安数量を算出する予定。このため、目安数量算出の基準を検討する必要がある、論点として以下が考えられる。
 - ・ 留保枠をどうするか
 - 追加配分の方法についても、併せて検討する必要
 - 早期に操業を終了する府県又は冬～春にも操業する府県や、年によって漁獲量が大きく変化する府県への配慮する方法があるか
 - ・ 目安数量の算出の際に、根拠となるデータ元をTAC報告とすべきか、農林統計とすべきか。また、過去何年分の漁獲実績を用いるか
 - 課題(1)(TAC報告による正確な漁獲データの収集)への取組状況を踏まえる必要
 - ステップ1, 2の期間において、漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等の場合の実績の扱いをどうするか

【参考5】配分・融通関係(その2)

【府県間融通】

- ①府県間融通に関しては、第3回SH会合（令和6年5月）において、以下の考えを示している。
 - ・ 盛漁期を過ぎて配分枠が余る場合等に、漁獲枠の確保を目的に、必要以上に漁獲実績を積み上げるような操業を強いられないようにするため、他府県へ漁獲枠を融通した府県については、融通した量に応じた分を当該府県の漁獲実績として見なし、翌年以降の府県配分量に影響がでないように配慮する等の対応を検討します。
 - ・ また、府県間で融通を行う場合、関係する府県間で調整を行うことが基本ですが、関係府県間での調整が難しい場合には、水産庁（瀬戸内海漁業調整事務所）が仲介することにより、融通の仕組みが適正かつ迅速に運用されるよう対応したいと考えています。
- ②上記①を踏まえた府県間融通の制度の検討に当たっては、TACの配分方法（特に留保枠の設定及び運用）を併せて検討する必要があり、TAC報告による月毎の漁獲量の積み上がり方を見ながら検討を進める。

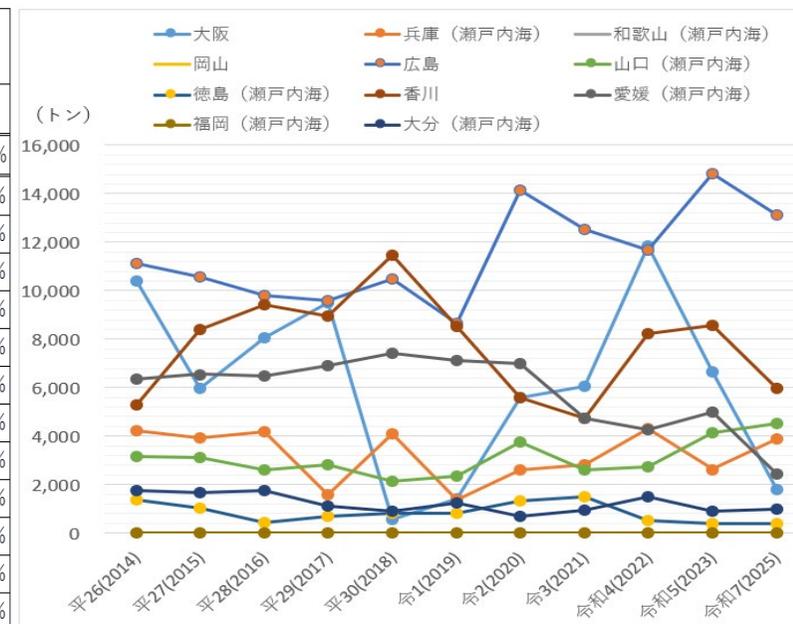
【参考6】府県別漁獲量及び漁獲シェアの推移

＜参考：漁獲シェア表＞ ※灰色のセルは80%を構成する上位府県

	3か年平均				5か年平均		令和7管理年度①		令和7管理年度②	
	R2-R4		R3-R5		R1-R5		TAC報告(令和7年11月まで)		統一した原魚換算係数(4.5)を用いたTAC報告(令和7年11月まで)	
	漁獲量(トン)	シェア	漁獲量(トン)	シェア	漁獲量(トン)	シェア	漁獲量(トン)	シェア	漁獲量(トン)	シェア
大臣管理分合計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
知事管理分合計	40,605	100.0%	41,386	100.0%	39,284	100.0%	33,120	100.0%		%
大阪	7,835	19.0%	8,190	19.5%	6,316	15.4%	1,806	5.5%	1,806	%
兵庫(瀬戸内海)	3,257	8.0%	3,262	7.9%	2,758	6.9%	3,885	11.7%	3,885	%
和歌山(瀬戸内海)	7	0.0%	5	0.0%	5	0.0%	1	0.0%	1	%
岡山	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	%
広島	12,789	31.8%	13,007	31.7%	12,369	31.5%	13,111	39.6%		%
山口(瀬戸内海)	3,032	7.5%	3,150	7.6%	3,112	7.9%	4,540	13.7%		%
徳島(瀬戸内海)	1,111	2.9%	801	2.1%	904	2.4%	387	1.2%	387	%
香川	6,185	15.0%	7,176	17.1%	7,134	18.4%	5,972	18.0%		%
愛媛(瀬戸内海)	5,341	13.3%	4,674	11.4%	5,624	14.8%	2,441	7.4%		%
福岡(瀬戸内海)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	%
大分(瀬戸内海)	1,047	2.6%	1,122	2.7%	1,061	2.8%	977	2.9%		%

※水産庁が現時点で入手したデータに基づいて暫定的に計算したものであり、今後のデータ入手や、計算の見直しによってシェアが変更となる可能性があります。

＜参考：府県別漁獲量の推移＞
(H26～R7)



水産庁集計

＜参考：令和6年5月第5回SH会合資料より抜粋＞

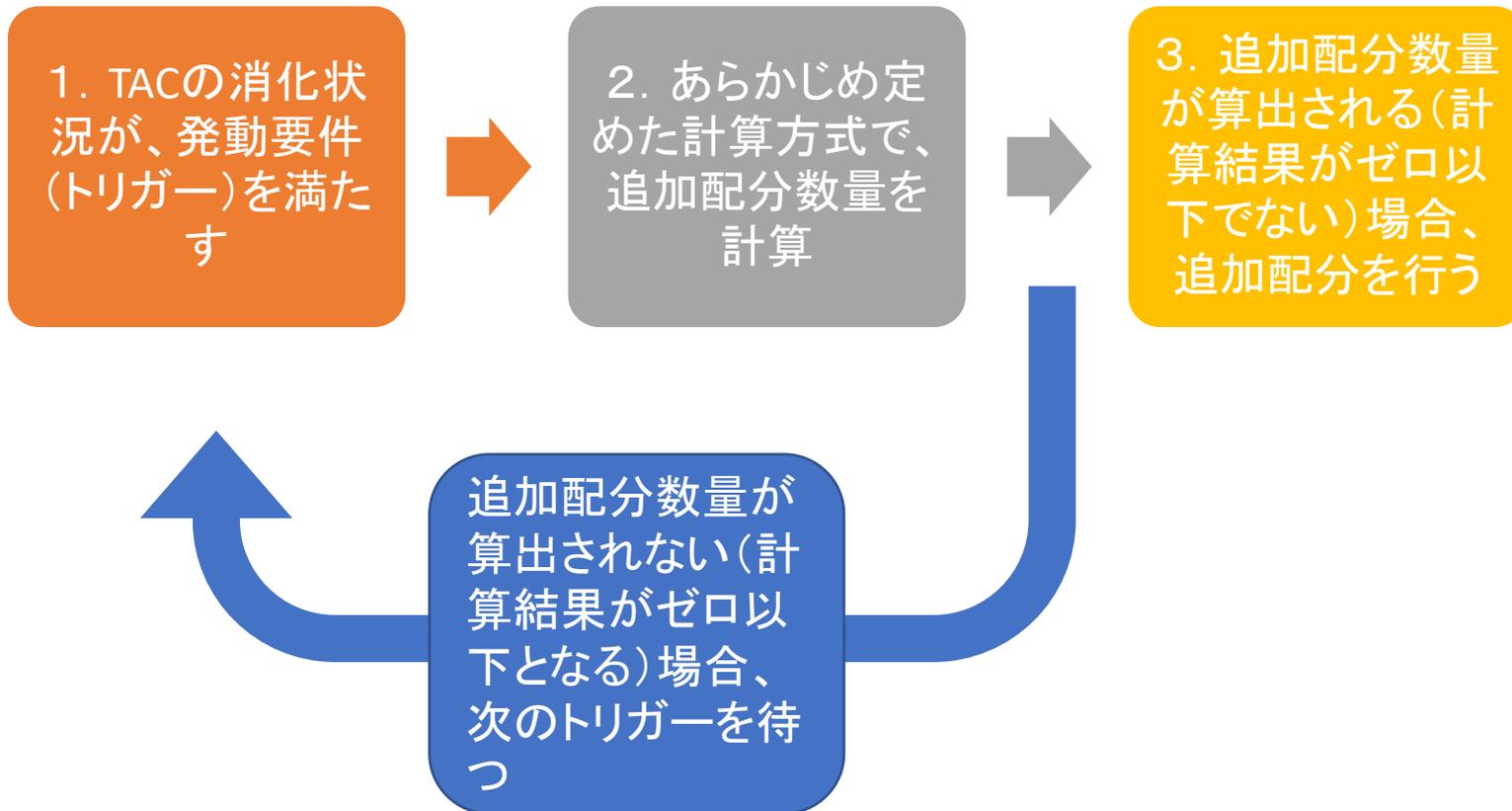
年により漁獲量に変動がある県があるため、漁獲シェアについては、3年よりも長い期間での平均をとることを検討する必要がある。



府県により漁獲実態が異なることは認識しており、公平性の観点から、漁獲シェアを算出する際の期間についての検討は必要と考えています。本件については、今後、ステップ3に入り具体的な配分を行う前までに、留保からの配分や融通等の運用と併せて、関係者間で議論して決定していきます。

【参考 7】 国の留保からの追加配分ルール(通称:75%ルール)の概要

基本的な流れ

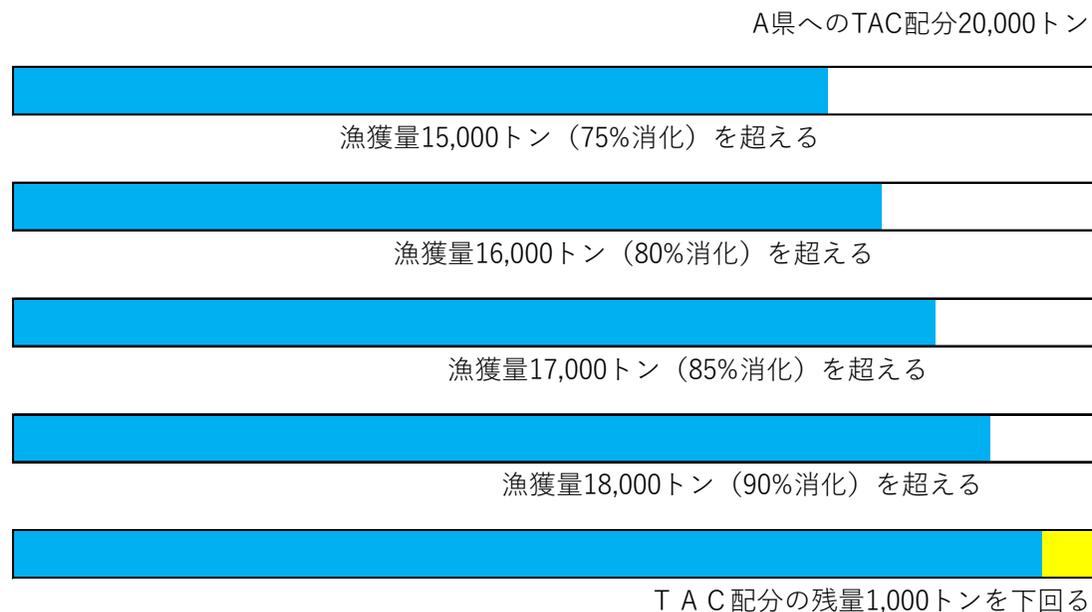


【参考 7】 75%ルールの概要(1. 発動要件(トリガー)について)

● T A C 配分を受けた都道府県において、T A C 配分の消化率（配分数量に対する漁獲数量の割合）が、以下のいずれかに該当する場合、発動要件（トリガー）を満たすものとし、その日を「基準日」とする。

- 消化率が75%を超えた
- 消化率が80%を超えた
- 消化率が85%を超えた
- 消化率が90%を超えた
- 配分数量の残量が、1,000トンを下回った

(例) T A C 配分(20,000トン)を受けているA県におけるトリガー



【参考7】75%ルールの概要(2. 追加配分の計算方式)

- トリガーが満たされた場合、あらかじめ定めた計算方式で、追加配分数量を計算する
- ただし、1回に追加配分する数量は、当該都道府県の当初配分数量を上限とする

(例)A県のTAC配分数量消化率が、4月15日(以下、基準日とする)に75%を超えた仮想の事例で計算
(管理期間1~12月)

【段階1】期間予測漁獲量を計算する(千トン未満切り上げ)

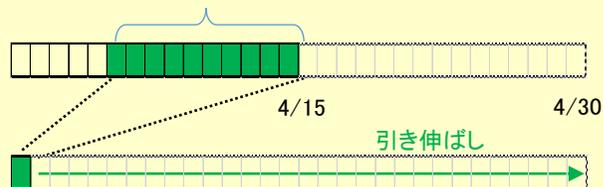
計算方式1: 期間予測漁獲量 = ① + ② + ③ = 22,800トン

① 1~3月実績値(基準日の属する月の前月まで)

12,000トン

② 4月分(基準日の属する月)

基準日の直近10日間の1日当たり平均漁獲量で、
1カ月分引き伸ばし、



直近10日間の漁獲量が2,000トンの場合

$2,000\text{トン} \div 10\text{日} \times 30\text{日} = 6,000\text{トン}$

③ 5月分(基準日の属する月の翌月)

5月の過去5年の上位3平均 3,200トン × 特異率1.5 = 4,800トン

- ・過去5年の上位3平均の値を用いる
- ・特異率が1以上の場合、特異率を乗じる 特異率 = 1~3月実績値 / 1~3月の過去5年の上位3平均

【参考7】75%ルールの概要(2. 追加配分の計算方式～続き～)

(例) A県のTAC配分数量消化率が、4月15日(以下、基準日とする)に75%を超えた仮想の事例で計算
(管理期間1～12月)

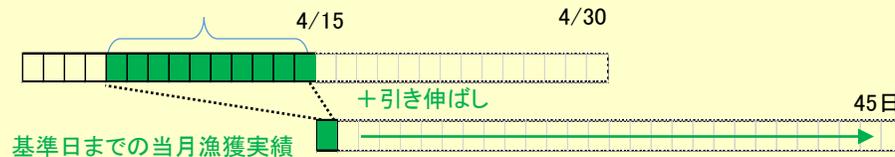
計算方式2: 期間予測漁獲量 = ① + ② = 24,000トン

① 4月15日までの実績値(基準日まで)

15,000トン

② 4月16日から45日間分(基準日の翌日から45日間)

基準日の直近10日間の1日当たり平均漁獲量で、
45日分引き伸ばし、



直近10日間の漁獲量が2,000トンの場合

$2,000\text{トン} \div 10\text{日} \times 45\text{日} = 9,000\text{トン}$

【段階2】計算方式1と計算方式2の期間予測漁獲量を比較して、大きい方を用いる
(上記の場合は24,000トン)

【段階3】期間予測漁獲量から現在のTAC配分数量を引いて、追加配分数量を算定

⇒ この事例では追加配分数量が以下のとおり計算され、配分される

$$\begin{aligned} \text{追加配分数量} &= \text{期間予測漁獲量} - \text{現在のTAC配分数量} \\ (\text{千トン未満切り上げ}) & \quad \text{計算方式1・計算方式2のうちいずれか大きい方を用いる} \\ 4,000\text{トン} &= 24,000\text{トン} (\text{計算方式2の方が大きい}) - 20,000\text{トン} \end{aligned}$$

【参考8】シラス漁業の実態調査の概要について(その1)

「漁獲努力量を増加させない」の具体的な基準を検討するため、シラス漁業の実態の調査・整理を進めたところ、結果は以下のとおり。

【関係者限り】

府県別シラス漁業の実態調査の概要

(基準年月:令和7年1月)

①府県名	③漁業種類	④許可期間	⑤許可ベース・実稼働ベースの別	⑥漁期(盛漁期)	⑦操業海域(灘名など)	⑧経営体(漁業者)数	⑨統数	⑩(左記の内カタクチも漁獲する数)	⑪隻数	⑫操業日数	⑬漁獲量の把握状況(電子化・紙など)	⑭備考
和歌山県	瀬戸内海機船船びき網漁業	周年	許可ベース	1~12月(4月~6月)	許可海域(瀬戸内海)	50	50	(50)	100	-	電子データ+紙(漁獲成績報告書)による報告	
			実稼働ベース	1~12月(4月~6月)	許可海域(瀬戸内海)	50	50	(50)	100			
大阪府	瀬戸内海機船船びき網漁業	1月11日~12月25日までただし、2月1日~2月21日までは操業することができない	許可ベース	5月~10月	大阪湾東部海域	84	67	(5)	134	1133	電子データによる報告	
			実稼働ベース	5月~10月	大阪湾東部海域	84	67	(5)	134			
兵庫県	瀬戸内海機船船びき網漁業 機船船びき網漁業	周年	許可ベース	5月~12月	播磨灘 紀伊水道	734	278	(0)	555	-	電子データによる報告 紙(漁獲成績報告書)による報告	
			実稼働ベース	5月~12月	播磨灘 紀伊水道	734	278	(0)	555			
岡山県	機船船びき網漁業 餌料いわし袋待網漁業	5月16日~7月31日まで 9月1日~11月15日まで	許可ベース	6月~7月 9月~11月	播磨灘 備讃瀬戸	14	14	(0)	17	43	電子データによる報告 紙(漁獲成績報告書)を電子データに変換し報告	
			実稼働ベース	6月~7月 9月~11月	播磨灘 備讃瀬戸	5	5	(0)	8			
広島県	瀬戸内海機船船びき網漁業 機船船びき網漁業	6月10日~翌年2月末日	許可ベース	6月~12月	安芸地区 備後地区	41	41	(26)	82	-	紙(漁獲成績報告書)による報告 R6年度漁獲からアプリ使用	
			実稼働ベース	6月~12月	安芸地区 備後地区	39	39	(26)	78			
山口県	瀬戸内海機船船びき網漁業	周年	許可ベース	6月~8月	安芸灘	10	10	(10)	20	-	紙による報告	
			実稼働ベース	6月~8月	安芸灘	10	10	(10)	20			

【参考8】シラス漁業の実態調査の概要について(その2)

【関係者限り】

府県別シラス漁業の実態調査の概要

(基準年月:令和7年1月)

①府県名	③漁業種類	④許可期間	⑤許可ベース・実稼働ベースの別	⑥漁期(盛漁期)	⑦操業海域(瀬名など)	⑧経営体(漁業者)数	⑨艘数	⑩(左記の内カタクサも漁獲する数)	⑪隻数	⑫操業日数	⑬漁獲量の把握状況(電子化・紙など)	⑭備考
徳島県	機船船びき網漁業	周年	許可ベース	1月～12月	紀伊水道	42	42	(0)	84	—	電子データによる報告 紙(漁獲成績報告書)による報告	
			実稼働ベース	1月～12月	紀伊水道	42	42	(0)	84			
香川県	船びき網漁業 込網漁業 地びき網漁業 瀬戸内海機船船びき網漁業	1月～12月	許可ベース	1月～12月	備讃瀬戸 播磨灘 燧灘	75	75	(75)	99	2,004	漁獲成績報告(紙、電子) 共販データ(電子) ほか、水試による日誌調査	
			実稼働ベース	1月～12月	備讃瀬戸 播磨灘 燧灘	74	74	(74)	98			
愛媛県	瀬戸内海機船船びき網漁業 いわし機船船びき網漁業 いかなご袋待網漁業	周年	許可ベース	5月～翌3月	燧灘 伊予灘	44	48	(20)	89	—	紙(漁獲成績報告書)を電子データに変換し報告	
			実稼働ベース	5月～翌3月	燧灘 伊予灘	13	15	(4)	22			
福岡県	—	—	許可ベース	—	—	0	0	(0)	0	—		
			実稼働ベース	—	—	0	0	(0)	0			
大分県	瀬戸内海機船船びき網漁業 機船船びき網漁業	周年(一部区域については11月15日～2月末または12月16日～2月15日)	許可ベース	周年(④と同じ)	別府湾	12	14	(14)	28	—	漁協共販実績(電子データ)	
			実稼働ベース	周年(④と同じ)	別府湾	12	14	(14)	28			
合計	/	/	許可ベース	/	/	1106	639	(200)	1208	—	/	
			実稼働ベース	/	/	1063	594	(183)	1127			

※1 項目⑥～⑪については、基本的に令和7年1月現在の内容・数値を記載。基準年月が異なる場合には、その旨を記載。

許可ベースは、実際に府県が発給している漁業許可の内容・数値を記載。実稼働ベースは、実際に府県が発給している漁業許可に基づきシラス操業を行っている経営体及び漁船の内容・数値を記載。

※2 ⑫については、可能な範囲で令和6年の1年間の操業日数を記載。

※3 把握していない項目等については、備考欄にその理由や考え方、今後の対応方針等を記載。

(例:〇年〇月に更新予定、〇年〇月から調査・把握していく予定、〇〇の理由により把握することができない、等)

【参考9】シラスの漁獲量の正確な把握について

これまでの行政間意見交換会において「シラスの漁獲量を把握していくべき」という意見があったことから、シラスの漁獲量の正確な把握を進めることの是非について検討することとし、まずは関係府県に対し、調査の目的と様式(府県別・年別・月別・海域別)を示して調査を実施した。

【漁獲量の調査を行う目的】

- ①「シラスを漁獲する漁獲努力量を増加させないよう努める」の基準を検討する一環として、水産庁がシラス漁業の操業実態の数値だけでなく、漁獲量の推移についても一つの指標としてしっかりと確認すること。
- ②農林統計の各府県のシラスの漁獲量の数値と府県独自の調査によるシラス漁獲量の数値に乖離がないか確認すること。
- ③卵稚仔調査、シラス漁況予報及びカタクチイワシの資源評価の改善を図るための科学的なシラスの漁獲データを水産機構等の研究調査機関に提供すること。

目的は上記①～③のとおりであり、決してシラスの漁獲量管理を求めるものでも、実施するものではない。

【調査の様式】

●府県別年別のシラス漁獲量(令和4年(2022年)～令和7年(2025年)・全海区、(瀬戸内海海区))

単位:100t

	和歌山県	大阪府	兵庫県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	合計 (全海区)	(瀬戸内海海区)
令和4年	18	32	124	6	13	1	25	8	27	-	12	265	255
令和5年	16	53	159	10	14	1	29	6	19	-	22	328	318
令和6年	18	28	117	4	12	0	24	2	32	-	17	254	244
令和7年												0	

※令和4年から令和6年の漁獲量は、漁業・養殖業生産統計(農林水産省)の数値を用いた。令和7年の漁獲量は、漁業・養殖業生産統計(農林水産省)の数値(上段)と関係府県の独自の調査による数値(下段・青字)を併記した。

●令和7年(2025年)府県別月別海域別シラス漁獲量の累計表

※可能な範囲内で月別海域別の漁獲量をご記載ください。

単位:t

	紀伊水道	大阪湾	播磨湾	備後瀬戸	瀬内	安芸瀬	伊予瀬	周防湾	合計
関係11府県の合計 (令和7年5月まで)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

単位:t

漁・獲	紀伊水道		大阪湾			播磨湾			備後瀬戸	
	和歌山	徳島	大阪	兵庫	兵庫	岡山	徳島	香川	岡山	香川
小計	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1月										
2月										
3月										
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										

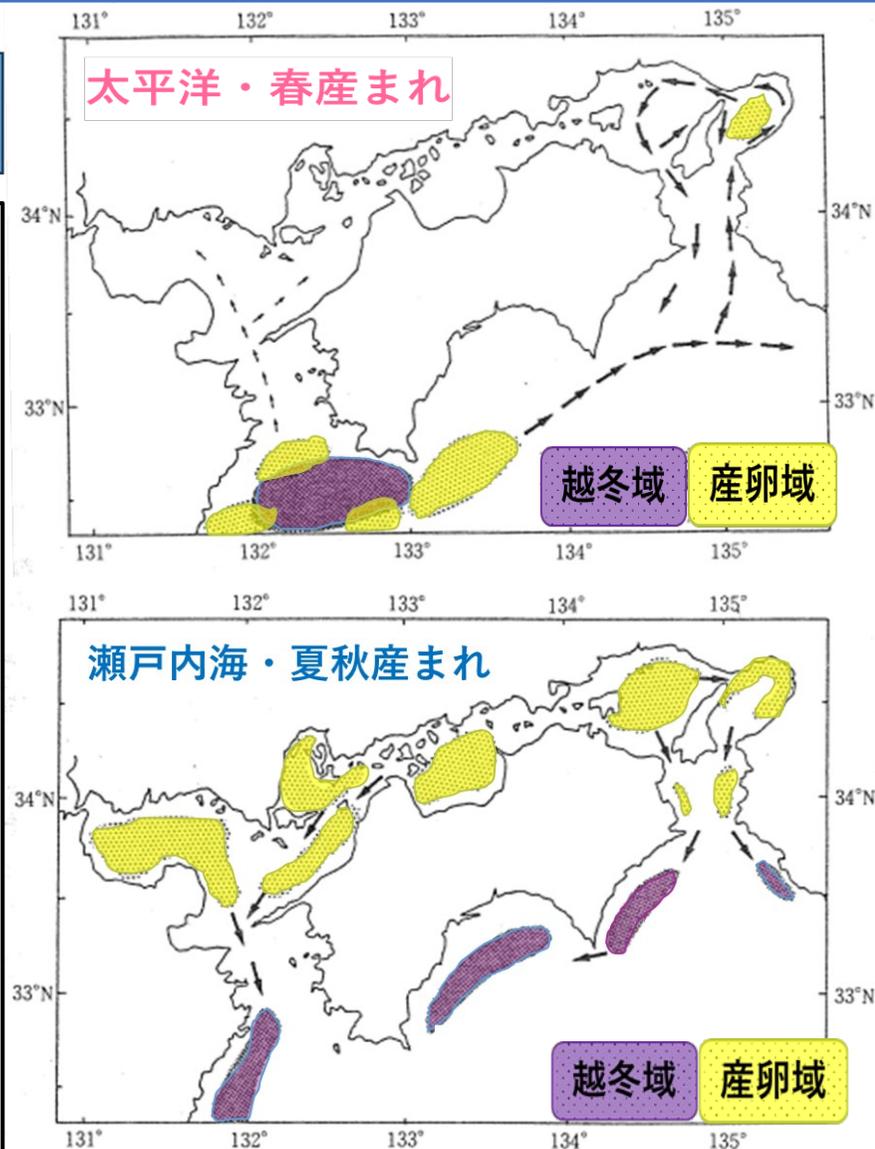
単位:t

漁・獲	瀬内		安芸瀬			伊予瀬		周防湾				
	広島	香川	愛媛	広島	山口	愛媛	広島	愛媛	大分	山口	福岡	大分
小計	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1月												
2月												
3月												
4月												
5月												
6月												
7月												
8月												
9月												
10月												
11月												
12月												

【参考10】カタクチイワシ(卵稚仔・シラスを含む)の生態について(その1)

1. 分布・回遊・成熟・産卵

- カタクチイワシ瀬戸内海系群は、大別すると瀬戸内海で生まれる「瀬戸内海・夏秋産まれ群」と、薩南海域から紀伊水道外域で生まれて黒潮により瀬戸内海に毎年供給される「太平洋・春産まれ群」の、産卵場が異なる2つの発生群から形成されている。
- 瀬戸内海での主産卵期は5～9月。1歳までに全個体が成熟し、寿命は2年程度。
- 産卵からふ化まで2～3日、シラスは2月齢程度までとされている(3月齢からはカエリ扱い)。
- 産卵からシラスまでの約2カ月間は、瀬戸内海の海流に乗って浮遊しながら拡散し、鱗が形成されて銀化した遊泳力のあるカエリ以上のカタクチイワシは、瀬戸内海の湾灘間を回遊し、成熟すると複数回産卵する。
- 2つの発生群ともに秋～冬季には、太平洋側に越冬回遊又は輸送される。「瀬戸内海・夏秋産まれ群」は、翌年の春季には大羽又は中羽群として、再び瀬戸内海に来遊し、複数回産卵する。ただし、これらのうち、瀬戸内海で越冬する個体もいる。
- しかしながら、2つの発生群は明確に区別されるものではなく、発生海域やその後の分布は時空間的に連続的であるため、瀬戸内海で混じり合いながら産卵がなされていることが想定される。

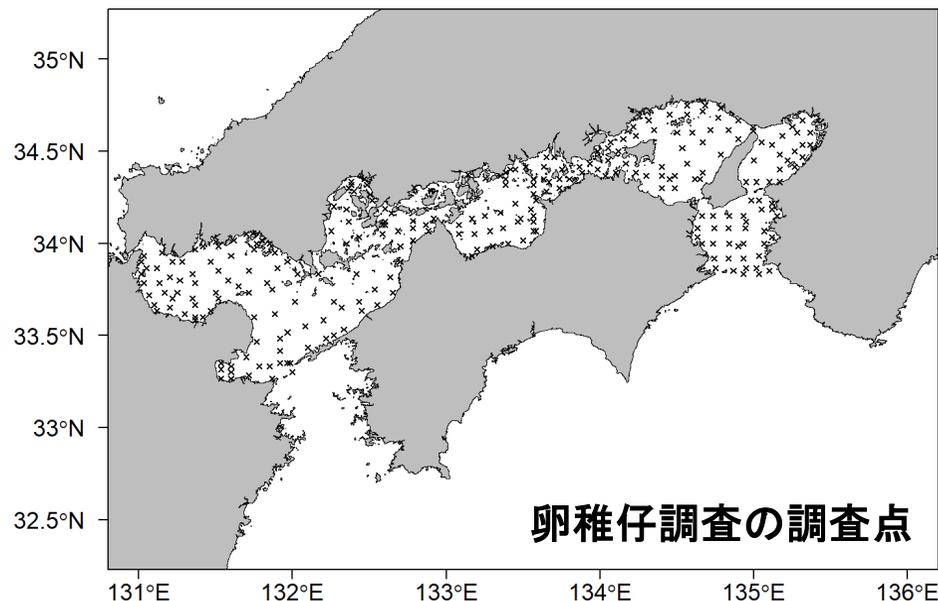


高尾亀次(1990)瀬戸内海における
カタクチイワシの回遊・産卵。
水産技術と経営, 3, 9-17.

2. 卵稚仔調査について

【方法】

- ・期間: ほぼ周年
- ・頻度: 月1回
- ・調査点: 瀬戸内海全域に配置(右上図)
- ・実施府県: 和歌山県、大阪府、兵庫県、
岡山県、広島県、山口県、
福岡県、大分県、徳島県、
香川県、愛媛県
- ・プランクトンネットの鉛直曳網: 右下図
- ・曳網回数(1980~2024年)
: 合計111,011回
平均2,467回/年
(1,940~2,909回/年)



【参考10】カタクチイワシ(卵稚仔・シラスを含む)の生態について(その3)

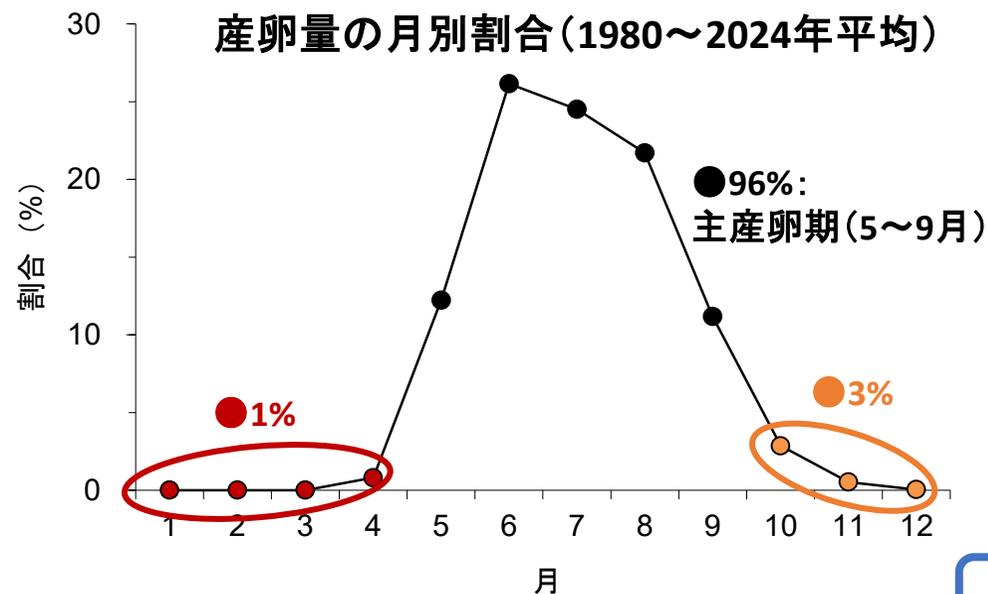
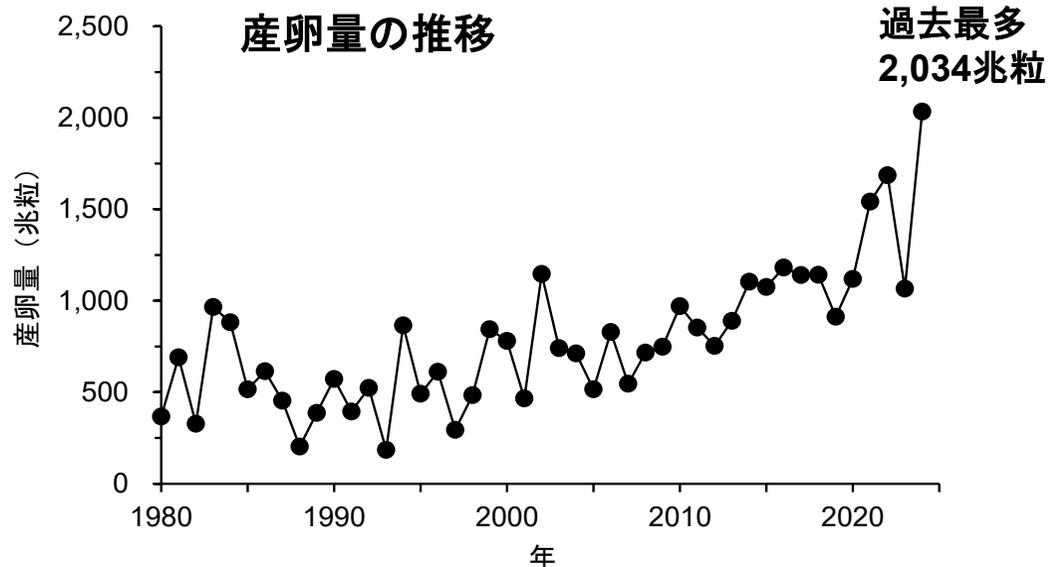
3. 産卵量の推移及び産卵量の月別割合

【産卵量の推移】

・瀬戸内海における産卵量は、185兆～2,034兆粒(平均785兆粒)で推移している。年ごとの変動は激しいが、1990年代後半以降は増加傾向にあり、2024年は2,034兆粒であった。

【産卵量の月別割合】

・瀬戸内海における産卵量の月別割合については、主産卵期である5～9月が96%を占めている。



4. カタクチイワシ漁況予報

●瀬戸内海東部カタクチイワシ漁況予報



期間
春季：5～6月
夏季：7～8月

対象海域
瀬戸内海東部

対象
カタクチイワシシラス
カタクチイワシ
(大阪湾の夏季のみ)

●カタクチイワシ卵仔魚の流れと漁場形成：5～6月

